

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6 月 27 日

（提出先）

川口市長 殿

提出者

住 所 埼玉県比企郡川島町大字牛ヶ谷戸
489番地氏 名 株式会社 島村工業
代表取締役 島村 健

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 048-775-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 島村工業（現場：川口市内）
--------	--------------------

事業場の所在地	埼玉県比企郡川島町大字牛ヶ谷戸489番地（現場：川口市内）
---------	-------------------------------

計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
------	--------------------

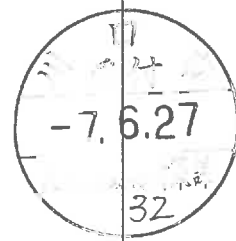
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	D06 総合工事業
---------	-----------

② 事業の規模	15,696百万円 元請完成工事高（2年平均）
---------	-------------------------

③ 従業員数	224名
--------	------

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり
------------------	---------------



（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排出量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 廃棄物の現場分別保管を徹底指導、コンテナ保管による混合物の発生の抑制、一般廃棄物の投入禁止、混廃率の削減を施工会議等にて立案、教育指導を各部門毎で実施、分別解体と再資源化が効果的で容易に行われるようにしています。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排出量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 解体、伐採、土工、躯体工事等での各々の工程で多種の廃棄物が発生しますが処分方法が異なる為、分別収集、保管を徹底し適正処理の指導します。 各作業所においては、建設資材の選択、施工方法の創意工夫、購入資材の簡易梱包等を指導し廃棄物の発生を抑制します。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 環境目的、目標実施項目一覧表（全社集約版）にて教育指導を各部門で実施し、建設廃棄物の適正処理を実施します。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 環境目的、目標実施項目一覧表（全社集約版）（別紙-5）を見直し、建設廃棄物の適正処理を明確にして全社で取り組みます。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 作業所で発生したアスファルト殻は収集運搬業者に委託し、当社の中間処理施設に搬入、再生混合材を製造、再利用しています。その他のコンクリート殻、木くず、金属くず等は、再生処理を実施している処分業者に委託しています。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 作業所で発生するアスファルト殻の再生利用率の向上、その他のコンクリート殻、木くず、金属くず等も再生処理業者に委託し、再生利用率の向上を図ります。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
②計画	（これまでに実施した取組） —		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） —		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	- 産業廃棄物の委託契約時に再資源化を考慮し、混合廃棄物の比率を18%以下とした。 - 産業廃棄物も収集運搬、処理（中間・最終）を委託する場合、各業者の許可証（許可番号、処分地、種類、期限、処理能力、処理地等）を確認した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・産業廃棄物の委託契約時に再資源化を考慮し、混合廃棄物の比率を18%以下とする。 ・産業廃棄物も収集運搬、処理（中間・最終）を委託する場合、各業者の許可証（許可番号、処分地、種類、期限、処理能力、処理地等）を確認する。		
※事務処理欄		、	

別添 1 処理工程図

1. 建設廃棄物は、土木・建築工事等の施工に伴い発生した多種多様の廃棄物は現場にて分析自己保管を設置
*別紙-1
2. 種類毎に収集運搬・中間処分業者に委託、中間処分業者は再生利用、焼却（委託）、最終処分場で埋立処分（委託）
*別紙-2、別紙-3

建設廃棄物収集・運搬に伴う分別方法 (別紙-1)

当社における現場発生建設廃棄物の排出時(収集・運搬時)の分別にあたっては、以下の品目により行う。

A. 不要木製型枠材、不要造作・建具材、木製梱包材等

B. 鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、スチールサッシ、アルミサッシ、
メタルフォーム、H鋼材、電線くず等

C. ダンボール類

D. 石膏ボード類

E. 廃プラスチック、塩ビ管類、発泡スチロール等

⑥. コンクリート塊、モルタルくず等

⑦. アスファルトコンクリートがら等

分別ヤード表示方法 【(社)建設業協会作成による】

A	B	C	D
			

(別紙-3)

産業廃棄物自己中間保管場所

産業廃棄物の種類	・廃プラスチック	・金属くず
	・木くず	・廃石膏ボード
	・紙くず	・ダンボール
	・がれき類	・ガラス、陶磁器
	・ガラス類	・繊維、シート
	・コンクリートガラ	・アスコンガラ
・管理型混合廃棄物	・安定型混合廃棄物	

管理責任者名
又は名称
・株式会社〇〇〇〇:〇〇〇〇工事業所
・作業所長:〇〇 〇〇

管理者への
連絡先
・埼玉県〇〇市〇〇〇-〇-〇〇
・電話番号:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別紙-2)

建設副産物の種類別による処分方法(中間処理の分類)

廃棄物の分類		品目	再生方法	再生後利用方法	減量化 減容化	無害化 安定化	埋立前の 処理方法	最終処分場 分類
安定型産業廃棄物	がれき類	コンクリートガラ	破砕	再生砕石等	破砕		破砕	安定型処分場
		アスファルトガラ		再生合材材料				
		ガラスくず 及び 陶磁器くず	ガラス	破砕	グラスウール等	破砕・圧縮	破砕	
	石綿吸音板	溶解	石綿吸音管					
	ロックウール保温材	溶解	石綿吸音管					
	管理型産業廃棄物	汚泥		脱水・焼成	盛土材骨材流動化土 焼成砂	脱水・焼却		
ガラスくず 及び 陶磁器くず			石膏ボード	破砕・選別	石膏ボード	破砕・圧縮	破砕	
金属くず		鉄くず	溶解	再生鋼棒 等	破砕	破砕		
		アルミくず	溶解	アルミ製品				
		電線	破砕・選別	電線 等				
木くず (解体・改築・新築)			破砕	チップ パーティクルボード・WDF 木毛セメント板	焼却・破砕			
紙くず		段ボール	溶解	再生紙	焼却・圧縮			
廃プラスチック			固形燃料化 油	燃料	熔融固化・ 破砕・圧縮	破砕		
		塩ビ管	熔融	再生塩ビ管				
		発泡スチロール	熔融	発泡スチロール				
		廃油		油水分離	燃料 等		焼却	焼却
特別管理型産業廃棄物		廃アルカリ (PH12.5未満)				中和	*****	特別管理型(遮断型)処分場
	廃酸 (PH2以上)				中和	*****		
	混合廃棄物	選別				選別		
	廃油 (引火点70℃未満)	油水分離	燃料 等	焼却		焼却		
	廃アルカリ (PH12.5以上)				中和	*****		
廃酸 (PH2以下)				中和	*****			
廃石棉等				熔融	熔融・固形化 二重密封			

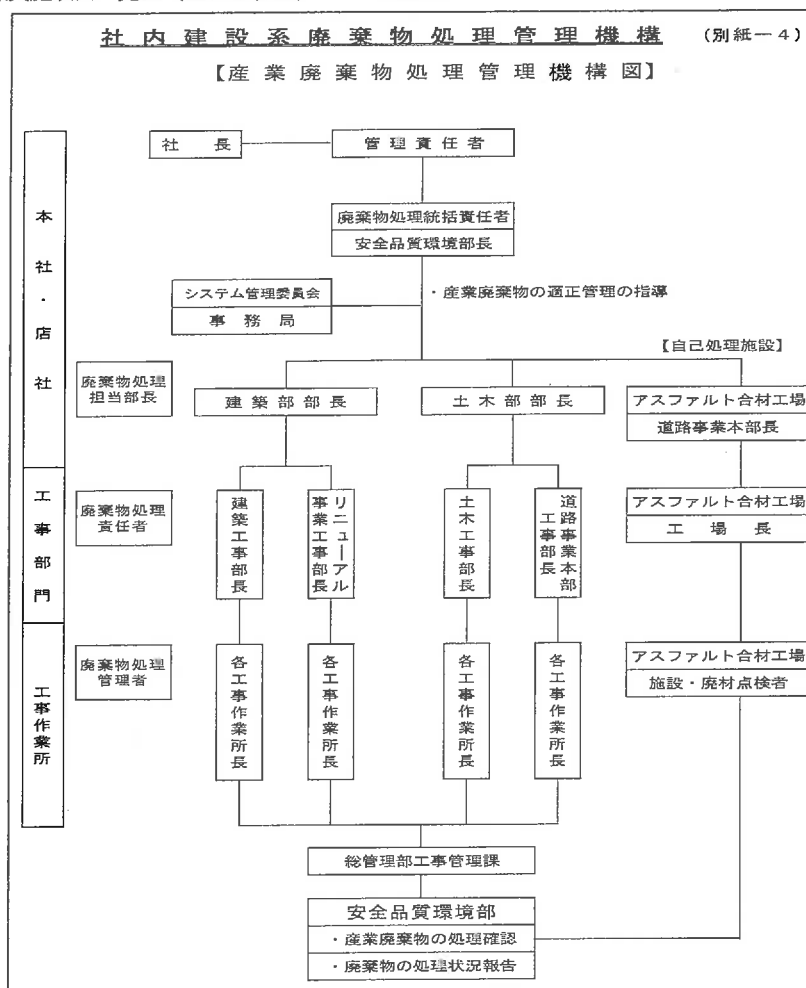
※金属くず・廃プラスチックに混入物、付着物がある場合は、「管理型産業廃棄物」となる。

※金属くず・廃プラスチックに混入物、付着物がない場合は、「安定型産業廃棄物」となる。

別添 2 管理体制図

社内建設系廃棄物処理管理機構図 *別紙-4

・産業廃棄物処理責任者：安全品質環境部長 ・自己処理施設責任者：合材工場長
環境目的、目標実施項目一覧表（全社集約版） *別紙-5



環境目的・目標實施項目一覽表(全社集約版期)

(別紙一五)

No	環	環 境 目 的	環 境 目 標	実 施 項 目	備 考
		手 段			
1	大気汚染の防止	アイドリングストップ運動 アイドリングストップ運動の教育訓練と指導の徹底 排出ガス削減型建設機械の使用 自動車排出ガスの削減効果のよい運行 NOx、PM、CO2の減少装置の装着 低公害車への買い替え 煤煙・粉塵の発生の抑制	アイドリングストップ運動 工事関係排出ガスの抑制 自動車排出ガスの削減 NOx、PM、CO2 低公害車への買い替え 煤煙の規制値の遵守 土砂粉塵の抑制	運動の教育訓練と指導の徹底 基準(3分以内)の走行・車両、建設機械 排出ガス削減型建設機械の使用 効率的なよい運行 減少装置の装着 低公害車への買い替え	
		建設廃棄物の適正処理の確認 排出した廃棄物の処理状況、300㎡以上の保管場所の届出 社員に対する適正処理教育の実施	建設廃棄物の適正処理 委託時許可の確認、処分場の確認 マニフェストによる適正処理の確認 社員・作業員に対する適正処理教育の実施		
3	建設廃棄物及び建設発生土の再利用	分別収集の徹底 発生土の適正処理の確認：自現場での再利用 ：他現場での再利用 ：埋立地等の利用	建設廃棄物の再利用 混合廃棄物の比率1.8%以下 (解体、がれき、汚泥を除く) 発生土の適正処理	分別収集の確認 社員・作業員に対する適正処理教育の実施 (清水会連、部(課)内会連、新規入場等で教育) 自現場での再利用 他現場での再利用 埋立地等の利用	
		河川の汚染の防止 ：沈砂槽等の設置 流出水の水質の管理	水質汚濁の防止 沈砂槽等の設置、流出水の水質の管理	河川の汚染の防止 沈砂槽等の設置、流出水の水質の管理	
5	土壌汚染の防止	六価クロムの溶出の抑制 地盤改良、汚泥の硬化、覆土工事の懸、溶出試験の実施及び配合確認、抑止型塗料固化材を使用する 3,000㎡以上の土地の形質変更(掘削等)の届出	土壌汚染の防止	六価クロムの溶出の抑制 溶出試験の実施、配合確認、抑止型塗料 固化材を使用する 届出の実施(埼玉県は環境管理事務所)	
6	騒音及び振動の発生の抑止	近隣よりのお客の低減 特定建設作業の際、低騒音・低振動の工法の選択及び機械の使用、規制の遵守(騒音・振動測定の実施)	騒音及び振動の発生の抑止 (特定建設作業がある場合)	地域とのコミュニケーション活動の推進 低騒音・低振動の工法の選択及び機械の使用、規制の遵守(騒音・振動測定の実施)	
7	省エネルギー活動の推進	資源節約運動 (節電、節水、ペーパーレス運動、エコ運転推進)	資源の節約運動の展開による 経費の削減 資源の節約運動の展開 前年比-7% (使用量)	電気使用量の削減 コピー量の削減 自動車のCO2の削減、エコ運転教育の実施 その他特有の環境影響	
8	グリーン購入	環境保全商品購入の推進 環境保全商品の情報収集	グリーン購入	環境保全商品購入の推進 環境保全商品の情報収集	
9	環境対策により環境負荷の低減、汚染の予防をする	地域とのコミュニケーション活動の推進 環境に配慮する設備・機械類の配置	環境対策により環境負荷の低減、汚染の予防をする	地域とのコミュニケーション活動の推進 環境に配慮する設備・機械類の配置	

※ 部門は上記より、実施可能な目標を捉えて活動する。作業所は部門の目標とそれ以外に特有性のあるものを捉えて活動する。

※ 下線二重線は今期追加分を表している。

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

現状:前年度(令和6年度)実績量

計画:今年度(令和7年度)計画量(目標)

[illegible]